

全労金2014春季生活闘争ニュース第30号

《合意速報No.16》

東北労組が金庫との交渉を妥結しました！

東北労組は、3月27日、金庫との団体交渉において、交渉の妥結を確認しました。内容は、①正職員の賃金は、賃金表に基づき支給する（要求通り）、②契約職員の賃金は、応じられない、③正職員の一時金は、4.8ヵ月（要求通り）、④準職員の一時金は、4.8ヵ月（要求通り）、⑤契約職員の一時金は、40,000円～2.6ヵ月（要求は、1.0～3.6ヵ月、昨年実績は40,000円～2.6ヵ月）、⑥契約職員（元労金サービス正社員）の一時金は、3.8ヵ月（要求は4.8ヵ月、昨年実績は3.8ヵ月）、⑦契約職員（障がい者雇用）の一時金は、1.1ヵ月（要求は契約職員と同じ。昨年実績は1.1ヵ月）、とするものです。

団体交渉で金庫からは、「要求書提出以降、様々な観点から議論し、本日、決断いただいたことに感謝する。組合とすれば大変重い回答内容であると思う。これから経営改善を進めようとしている中で、会員からも重い意見をいただいている。労使共通の認識に立って、雇用の安定・しっかり働ける職場環境に向け、状況を共有してもらいたい。何のための労金運動なのかの議論をする必要がある。解決できなかった項目は新・人事賃金制度協議の中で、継続的に協議し、より良い制度を労使でつくり上げていきたい」等の見解が表明されました。

末留闘争委員長は、「今春闘では、契約職員等の処遇改善を図り、“底上げ・底支え”“格差是正”を実現するため、今日まで交渉を積み上げてきた。金庫として、収益改善や新人事制度に対する思いもあるのだろうが、組合は、オール・ワン移行に向けた職員・組合員の奮闘を踏まえれば、不満が残る。今の東北労金には様々な課題が山積しているが、一つずつ改善を図るべく、労働組合としても協議をしていきたい。労働金庫を民主的に発展させていく上で職員は重要な存在だ。今後も職員が働きがいをもって奮闘できるような職場づくりに向け、労使で取り組んでいくことが必要である」等を表明しました。

なお、単組は、①正職員の基本賃金・一時金、準職員の一時金は、厳しい経営環境や今後の経営見通しを踏まえれば、要求通りであり、金庫の決断は評価できる。②無期転換権の付与・産前産後休暇の有給化・退職金について、新人事制度の中で前向きに協議する考え方が示された、等から交渉の妥結を判断しました。

*合意単組：13単組（3月28日午前11時30分現在）

静岡・北海道・北陸・中央・中国・セントラル・東海（金庫・関連）・四国
長野・新潟・九州（金庫・関連）・近畿（金庫・関連）・東北（金庫）

以 上